

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	19 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から 60 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私の母親は、時期は定かではないものの、私が 20 歳に到達した後しばらくしてから、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が月額 7,000 円程度の現年度保険料に加えて、数回にわたり金融機関等で遡って納付したと記憶しており、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った後、自ら申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って納付していたと主張しているところ、申立人は、20 歳到達前から現在に至るまで同一区内に居住しており、同区の国民年金被保険者名簿の記載などから、申立人の国民年金の加入手続は昭和 61 年 2 月頃に行われていることが推認でき、その時点で申立期間①及び②の保険料を納付することは可能であった上、申立期間①及び②の間の 60 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、申立人が主張するとおり遡って納付されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更が無く、生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 43 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 43 年 6 月まで

私は、20 歳を過ぎてからしばらくの間は国民年金に加入していなかった  
ので、昭和 45 年頃、市役所で国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に  
ついて相談した。その際に、遡って保険料を納付する場合の金額が記載さ  
れたメモを受け取り、その期間の納付書を作成してもらった。その場で納  
付できる期間の保険料を納付し、残りの期間の保険料については、郵便局  
又は金融機関で納付したと思う。申立期間の一部については領収書を所持  
しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納  
得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年頃、市役所で国民年金の加入及び国民年金保険料の納  
付について相談し、郵便局又は金融機関で遡って保険料を納付したと主張し  
ているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号  
番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 2 月  
頃に行われたと推認され、その時点で申立期間の一部の期間の保険料は時効  
により納付することができない期間であるが、申立人は、申立期間の一部の  
期間の領収書を所持しており、その領収書には押印漏れがあるものの、市役  
所の職員が作成したとする申立期間の保険料額が記載されたメモを所持して  
いることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を含めて過去の保険料を  
納付し、未納を解消しようとする意志を有していたものと認められる。

また、申立人が居住していた地域では、申立期間当時、第 1 回特例納付実  
施前に時効を超えて国民年金保険料を納付している事例が散見されることか

ら、申立人も申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人のオンライン記録によると、申立期間の直後である昭和 43 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料の納付記録について、申立人が所持していた領収書により、平成 14 年 8 月に未納から納付済みに記録訂正されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私が会社を退職したので、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、その後、昭和45年2月に結婚するまで、集金人へ国民年金保険料を納付してくれていた。

結婚した際、両親から国民年金手帳を渡され、「これからは、自分で国民年金保険料を納付するように。」と言われたので、その渡された年金手帳を市役所へ持参し、氏名の変更と任意加入の手続を行った。

結婚後は、当初、自分で集金人へ国民年金保険料を納付しており、その後、市役所か金融機関で納付するようになったと思う。申立期間当時は、集金人へ保険料を納付していたと思う。

国民年金保険料は、夫から渡されていた毎月の生活費の中から納付しており、未納とならないように気を付けていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人へ納付していたと思うと述べているが、当時申立人が居住していたとする区では、集金人による保険料の徴収が行われていたことが確認できることに加え、昭和45年2月に結婚した際にも、引き続き国民年金に任意加入し、61年4月に国民年金第3号被保険者となるまでの15年以上の長期間にわたり、申立期間を除く保険料を全て納付しているなど、保険料の納付意欲が高かった申立人が、前後の保険料を納付しながら、1回かつ3か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間の前後の期間を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人の国民年金保険料を拠出していたとするその夫の職業に変更も無いことから、生活状況に大きな変化は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年2月まで

私が勤務先を退職した平成4年6月の直後かどうかは分からないが、私は国民年金の加入手続を市役所で行った。その際、年金手帳が発行されたかどうかは記憶に無いが、現在オレンジ色の手帳を2冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が、送付されてきた納付書により郵便局又は銀行で納付した。申立期間の保険料の納付額及び納付頻度は記憶に無いが、何箇所かまとめて納付したこともあると思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年11月から5年2月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者の国民年金保険料の納付開始日及び申立人の第3号被保険者への種別変更手続の処理日から、平成6年12月頃と推認される。申立人は、申立期間直後の5年3月から6年3月までの保険料を過年度納付していることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される同年12月の時点において、申立期間のうち、過年度納付することが可能であった4年11月から5年2月までの保険料も納付したと考えても特段不合理ではない。

また、申立人は申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っているなど、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められることに加え、推認される加入手続時期において、申立人の居住地及びその夫の職業に変更は無く、

その夫の標準報酬月額から、保険料を納付することができる資力があつたことが認められることから、保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成4年6月から同年10月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続時期は前述のとおり、6年12月頃と推認され、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該期間の保険料を納付するには、申立人に現在払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、平成4年6月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に勤務先を辞めた直後かどうかは記憶に無いが、国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を市役所で行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が加入手続後に送付されてきた納付書で退職金を基にまとめて納付した。納付した保険料額及び納付場所の記憶は定かではないが、通常、保険料を含む税金等については市役所の支所で納付していたと思う。加入手続の際、市役所の窓口の職員から「1 か月でも未納があると 1 からの加入になり、今まで納めていた保険料はパーになり年金額が減る。」という説明を受けたことと、市役所の職員だと思うが、電話が何回もかかってきたことを記憶しており、未納の無いように納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、国民年金の種別変更手続等も適切に行っているなど、国民年金に対する意識及び保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の国民年金保険料の納付開始日、市の保険料収納状況一覧表の納付記録の処理日及び申立人の国民年金第 3 号被保険者に該当したことによる入力処理日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成元年 1 月頃と推認され、その時点において、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であること、及び同年同月頃に申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの保険料

を遡って納付している記録及び平成元年5月に昭和63年10月の保険料を過年度納付している記録がそれぞれ確認できることから、納付意識が高かった申立人が、9か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況の変化は認められない上、国民年金保険料の納付が困難であったと考えられる特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から同年12月まで

私は、平成5年7月に結婚したことを契機に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、月額1万円ぐらゐを金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年7月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間前に申立人が勤務していた会社では、当時、退職者には国民年金の案内をしていたとしている上、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致していることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成5年8月と確認できることから、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の夫は、「妻（申立人）が会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料を金融機関で納付していたことを聞いていた。」旨証言している上、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月頃に、場所は分からないが、私の夫が、私と夫の国民年金の加入手続を行ったと思う。その後は、主に夫が、店に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、私が納付したこともあったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和36年4月頃に、場所は分からないが、その夫が、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、その後は、主にその夫が、店に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたが、申立人が納付したこともあったと思うと主張しているところ、申立人及びその夫は、申立期間直後の40年4月からそれぞれが60歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫は、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳は、昭和40年1月に交付されていることが、申立人及びその夫の特殊台帳により確認できることから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認され、国民年金保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人又はその夫が、申立期間のうち、加入当初の3か月と短期間である同年同月から同年3月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間につい

て、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその夫は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である上、上記1のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、40年1月頃であると推認されることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料を主に納付したとするその夫は、既に他界している上、申立人は、当該期間当時の保険料の納付金額や納付時期についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間の申立人の夫の国民年金保険料も未納とされている上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年12月まで

私は、平成元年6月に会社を退職してから1か月後ぐらいに、厚生年金保険から国民年金第3号被保険者への切替のため、市役所へ行き国民年金の加入手続を行った。その際、失業給付の受給期間は、国民年金保険料を納付しないといけないと言われたので、銀行か郵便局で保険料を納付した。私は、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する加入手続時期等とは一致しないものの、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者のうち、20歳到達者の国民年金被保険者記録及び国民年金第3号被保険者該当の届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成2年11月から3年1月までの期間であると推認される上、同年同月には申立期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されていることから、申立人が6か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金第3号被保険者への切替手続を行うため、当時居住していた市の市役所へ行った際に、失業給付の受給期間は、第1号被保険者として国民年金保険料を納付しなければならないと言われたことを憶えていることに加え、申立人は、失業給付の受給期間が終了した平成2年1月から第3号被保険者の資格を取得できるが、オンライン記録において、申立人についての第3号被保険者の資格取得処理がなされていることが確認でき、再度、同市役所へ資格の切替手続のために出向いていると考えられるなど、当時、保険料の納付意欲は高

かったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年9月まで

私は、結婚してしばらくしてから国民年金の加入手続を行ったが、将来年金をもらうためには国民年金保険料を納付した期間が足りないと言われたので、遡って保険料を納付した記憶がある。その後、転居の際、1か月保険料を納付していない月があることは分かっているが、保険料を納付し始めてから、ほかに未納期間は無いはずである。

申立期間の国民年金保険料は間違いなく納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人には結婚前と結婚後の2回、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、結婚後に払い出された手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、結婚後の国民年金の加入手続時期は、昭和50年12月と推認される。同時期に、同手帳記号番号で、申立期間前の46年4月から50年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付及び過年度納付により納付していることに加え、申立期間後においても転居の際の1か月を除き、国民年金の加入手続後の保険料を全て納付し、保険料の納付意欲が高かったものと考えられる申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人の結婚後に払い出された国民年金手帳記号番号が記載された特殊台帳には、結婚前に払い出された手帳記号番号の国民年金の記録が記載されていないことから、結婚後の昭和50年12月と推認される国民年金の加入手続時において、結婚前の国民年金保険料の納付記録は、行政側及び申立

人に認識されていなかったと考えられる。そのため、申立人は、結婚後の国民年金の加入手続時点から 60 歳まで国民年金保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間を満たすことができないため、行政側から遡って保険料を納付する必要がある旨の指導を受けたものと考えられ、このことは、特殊台帳に第 2 回特例納付及び過年度納付により保険料を納付していることが記録されていることから推認でき、申立人の「期間が足りないと言われたので遡って保険料を納付した。」との主張には信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 43 年に国民年金に任意加入した。申立期間の国民年金保険料については、その直後の 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 4 月 8 日に同年同月 17 日まで居住していた市で納付した領収証を所持している。転居で同市を離れるときは、持ち家も処分でき、保険料も納付するべきものは全て納付してすっきりしたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の、昭和 50 年 4 月 17 日に転居したが、その際、転居前の市において、持ち家も処分でき、国民年金保険料についても、納付するべきものは全て納付し、新たな気持ちで転居したことをはっきりと憶えているとする主張については、申立人は、現に同年 1 月から同年 3 月までの保険料を転居直前の同年 4 月 8 日に納付していることから、信憑性がある。

また、申立人は、昭和 43 年 9 月に国民年金に任意加入し、その後の加入期間においては、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険の切替もその都度適切に行い、保険料の納付が困難な時期にあっては保険料の免除を申請するなど、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったと認められることに加え、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったその元夫の標準報酬月額が申立期間途中の 49 年 7 月に 4 等級上昇しており、申立人が保険料を納付することが困難であったと認められる特段の事情も無く、前後の保険料を納付しながら、1 回、かつ 9 か月である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月及び同年 8 月

私は、会社を退職した昭和 61 年 7 月に、区役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 61 年 7 月に、国民年金の加入手続を行ったとしており、確かに、申立人の主張どおり、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿でも、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月に、国民年金の加入手続が行われていることが確認できることに加え、申立人は、申立期間直後の同年 9 月から、厚生年金保険に加入する月の前月である同年 12 月までの国民年金保険料を、それぞれの月の末日に納付しているなど、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は 1 回、かつ 2 か月と短期間であり、国民年金に対する意識などが高かった申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、その直後である申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から48年12月までの期間及び49年2月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年3月まで  
② 昭和47年2月から51年3月まで

申立期間①につき、時期は分からないが、義父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。

その頃、義父から、何かの領収書を受け取った記憶がある。

申立期間②につき、私は、国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料を納付していた。

年金事務所で、私の国民年金保険料の納付記録を確認したら、申立期間②の保険料が還付され、未加入期間となっているということを聞いた。

私には、申立期間②の国民年金保険料を還付される理由が無く、また、還付金を受け取った記憶も無い。

申立期間②が未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の始期である昭和47年2月の時点において、既に結婚しており、その夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、本来、申立人は、同年同月に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行わなければならないが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格記録欄には、当該手続を行ったとする旨の記載は無く、申立人は、同年同月から、厚生年金保険に加入したことに伴い国民年金の被保険者資格を喪失した48年12月までの期間において、当該手続を行って

いなかったことが確認できる。制度上、申立期間②のうち、47年2月から48年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳では、その夫が厚生年金保険に加入した申立期間②の始期である47年2月及び同年3月の国民年金保険料を、同年4月に納付していることが確認できるため、昭和60年改正前国民年金法附則第6条の2の規定に基づき、申立人は、厚生年金保険の被保険者の配偶者に該当するに至った47年2月の時点において、国民年金の任意加入被保険者となる申出を行ったものとみなされる。しかしながら、申立人は、申立期間②のうち、同年2月から48年12月までの期間については、全て保険料を納付しているにもかかわらず、特殊台帳及び申立人が当該期間の終期に居住していた市の被保険者名簿では、52年5月に、当該期間の保険料が、申立人に還付されていることが確認でき、本来、さきの規定に基づき、行政側は、当該期間について、国民年金の被保険者資格の喪失処理及び当該保険料の還付処理を行わずに、申立人の被保険者資格の種別を、強制加入被保険者から任意加入被保険者に変更すべきであったと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和49年2月から50年5月までの期間及び同年7月から51年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳及び申立人が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では、申立人は、当該期間の始期である49年2月に、国民年金に任意加入していることが確認でき、特殊台帳及び申立人が当該期間当時居住していた市の被保険者名簿では、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。しかしながら、上述と同様に、52年5月に、当該期間の保険料が申立人に還付されているが、その夫は、当該期間についても厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるため、申立人は、昭和60年改正前国民年金法附則第6条第5項に掲げられる任意加入被保険者としての資格を喪失する事由のいずれにも該当せず、当該期間当時において、国民年金の任意加入被保険者としての資格が失われるものではなかったと考えられることから、行政側は、当該期間につき、国民年金の被保険者資格の喪失処理及び保険料に係る還付処理を行う必要は無かったと考えられる。

さらに、申立期間②のうち、昭和50年6月について、申立人の夫は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、被用者年金各法の被保険者ではなかったことが確認できるため、申立人は、同年同月に、国民年金の任意加入被保険者から強制加入被保険者への切替手続を行わなければならないが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及び申立人が申立期間②当時居住していた市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格記録欄には、当該手続を行ったとする旨の記載は無く、申立人は、当該手続を行っていなかったと考えられる。しかしながら、上述と同様に、当該期間の国民年金保険料についても、52年5月に、申立人に還付されているが、制度上、申立人は、

50年6月について、強制加入被保険者とされるべき期間であり、未加入期間とされることは無いため、既に納付された同年同月の保険料が、申立人に還付される特段の事情は無く、同年同月を未加入とし、保険料を申立人に還付する必要は無かったと考えられる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その夫は、申立人の当該期間に係る国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の義父には話を聞けないとしており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることに加え、当該期間は未加入とされており、申立人の義父が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡は見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和49年1月について、申立人は、厚生年金保険の被保険者であり、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及び申立人が申立期間②の終期に居住していた市の国民年金被保険者名簿では、当初、同年同月に、国民年金の被保険者資格を喪失し、当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月の翌月である同年2月に、国民年金に任意加入していることが確認できることから、同年1月については、申立人は、その当時においても、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられることに加え、申立人が当該期間当時居住していた市の被保険者名簿及び特殊台帳においても、同年同月の保険料が納付された形跡及び保険料が還付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②のうち、昭和49年1月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月から48年12月までの期間及び49年2月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

A社B支社の事業主は、申立人が昭和49年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を、C社（現在は、E社）D支社の事業主は、申立人が同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立人のC社D支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年5月から同年7月までは2万円、同年8月から同年10月までは3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年5月1日から同年8月1日まで  
② 昭和49年8月1日から同年11月1日まで

母は、昭和49年5月1日から同年7月31日までの期間、A社B支社に勤務し、同年8月1日から52年9月30日までの期間、C社D支社に勤務していたが、年金記録では、A社B支社の被保険者記録が無く、C社D支社の資格取得日が49年11月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の子の母親の勤務に関する具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間において、A社B支社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期

間において、C社D支社に勤務していたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳から、申立人は、国民年金の任意加入被保険者として昭和49年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年5月から同年12月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

上記の国民年金保険料の還付について、日本年金機構E事務センターの担当者は、「国民年金保険料の還付を行うのは、一般的に厚生年金保険等に加入していることが理由である。国民年金被保険者台帳の記録をオンラインに入力する時に、申立人の当該還付記録に係る期間について、厚生年金保険の被保険者期間として判断したため、国民年金の無資格期間として記録したと考えられる。」と回答していることから、当時、社会保険事務所では、申立人が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを確認したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、A社B支社の事業主は、申立人が昭和49年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を、申立期間②について、C社D支社の事業主は、申立人が同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同じ職種である同僚の当該期間における標準報酬月額の記録から2万円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社D支社における昭和49年11月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年3月26日から20年8月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月26日から20年8月1日まで  
② 昭和36年1月10日から同年10月20日まで

私は、昭和19年3月26日から20年7月31日まではA社に勤務し、36年1月10日から同年10月19日まではB社（現在は、C社）に勤務していた。厚生年金保険の記録によると、これらの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「同じ学校を卒業した同期入社は、男女3名ずつだった。」としているところ、申立人が同期入社として挙げた同僚が記憶していた女性3名については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が主張する入社日である昭和19年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当該3名のうち、連絡先が判明した同僚1名が、「私と申立人は同期入社である。」旨の供述をしている。

一方、当該同僚は、同期入社男性は約 60 名であったと供述しているところ、上記の被保険者名簿で確認できる申立人と同年生まれの男性被保険者は 14 名が確認できるのみである上、当該 14 名が記載されている以降の整理番号が欠番となっている。

また、当該被保険者名簿において、上記の 14 名の後に記載されている被保険者の資格取得日は、昭和 17 年 8 月 27 日となっており、その後、昭和 17 年代に資格を取得した被保険者の記載が続き、被保険者が資格取得日順に記載されていない。

このことについて、A 社を管轄する日本年金機構 D 事務センターは、「A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、当時の詳細が確認できる資料が無いことから、復元されたか否かは判断できない。」と回答している。

これらの事情を踏まえると、申立期間①当時、上記被保険者名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元されたものとも考えられる。

これらを総合的に判断すると、A 社の事業主は、申立人が昭和 19 年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 20 年 8 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額については、A 社に係る上記被保険者名簿に記載されている同僚の記録から、20 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該期間において B 社で被保険者となっている複数の同僚も申立人を記憶していなかったが、C 社から提出された人事記録により、申立人が昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月 22 日まで B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社は、「当時、中途採用者の厚生年金保険の取扱いについては、臨時社員として入社後、半年から数年程度の試用期間があり、正社員になった時に厚生年金保険へ加入させていた。」と回答しており、上記人事記録及びオンライン記録から、同社の申立期間②当時に入社し、同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 3 名は、入社日より 15 か月経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、C 社は、「正社員に登用された臨時社員には人事記録に特定の印を付していたが、申立人の欄にはその印が無いことから、申立人は、正社員にならずに退職した臨時社員であると思われる。」と回答している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年10月25日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（同年10月25日）及び資格取得日（同年11月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月30日から22年4月1日まで  
② 昭和25年10月25日から同年11月1日まで

父は、昭和17年1月7日から52年8月30日までA社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①及び②の記録が欠落しているが、人事記録には空白期間が無いいため、このような欠落が生じるのは納得がいかない。

調査の上、欠落期間が無いように記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の長男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録から、申立人は、A社C事業所において昭和25年9月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月25日に同資格を喪失後、同年11月1日に同社C事業所において再度資格を取得しており、同年10月が被保険者期間となっていないことが確認できる。

しかしながら、B社が提出した申立人に係る従業員台帳によると、申立

人は、当該期間においてA社C事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人のほかに、厚生年金保険の被保険者記録に、途中、欠落期間のある者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社C事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、B社が保管する申立人に係る従業員台帳において、「昭和18年12月1日に軍事応召、20年12月1日に復員の上、D本部E部勤務を命ず」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、F県が保管する申立人の陸軍戦時名簿によると、「昭和20年9月29日に応召解除」と記載されているところ、A社G事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、その翌日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、同日付けで同資格を喪失している被保険者が多数いることが確認できる。

また、A社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記の従業員台帳に記載されている申立人の復職日（昭和20年12月1日）前後に資格を取得している者はいない上、申立人が資格を取得している22年4月1日に163名が資格を取得していることから、当時、同社H事業所では、復員した従業員を同日にまとめて資格を取得させていたことがうかがわれる。

さらに、B社は、「申立人に係る給与関係書類は保管していない。」と回答している上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

A事業所の事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を、また、B事業所の事業主は、同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和39年5月1日から同年7月1日まで

私は、昭和39年4月1日から同年4月30日までA事業所で研修を受けた後、同年5月1日からB事業所に臨時補充員として配属されたが、同年4月1日から同年7月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人が昭和39年4月1日にA事業所において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、上記の記号番号払出簿には、申立人と同日に番号の払出しを受けている128名について、資格取得を取り消したかのような記載が見られるが、当該取消処理を行った日付、事由等の記載は無い。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、申立期間①当時に払い出されたものであることが確認できる上、当該被保険者証の被保険

者番号は、申立人の基礎年金番号として使用されていることが確認できる。

加えて、申立人が提出したA事業所発行と推認できる給与明細書の控除額欄には、厚生年金保険料欄は設けられていないものの、申立期間①当時の保険料率で計算された厚生年金保険料に相当する金額が控除された旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該取消処理を行う合理的な理由は無く、被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、A事業所の事業主は、申立人が昭和39年4月1日に被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B事業所に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立人を含む同僚4名に対し、昭和39年5月1日を資格取得日として厚生年金保険被保険者の連番の手帳記号番号が同年5月18日付けで払い出されているが、申立人に払い出された手帳記号番号の記録のみ抹消されていることが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同僚3名は昭和39年5月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失している記録が確認できるが、上記手帳記号番号払出簿において申立人に払い出された手帳記号番号の健康保険厚生年金保険被保険者原票は存在しない上、オンライン記録においても、同被保険者番号に係る被保険者記録が確認できないことから、この点について、管轄の年金事務所に照会したところ、同事務所は、「資格取得取消処理を行った被保険者原票を破棄することは考え難い。」と回答している。

さらに、B事業所は、「当時の資料の保管が無いため詳細は不明であるが、各地の研修所から配属になった同期職員の社会保険の取扱いが、人によって異なることは考え難い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において申立人のB事業所における被保険者記録の管理が適正に行われていたとは言い難く、同事業所の事業主は、申立人が昭和39年5月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、同僚3名の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年2月23日から同年3月23日までの期間について、A社B事業所の事業主は、申立人が同年3月23日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、当該期間に係る資格喪失日の記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年6月1日から23年1月26日までの期間、25年12月9日から26年1月1日までの期間及び29年3月23日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係るA社B事業所における資格取得日を22年6月1日に、資格喪失日を26年1月1日に、資格喪失日を29年4月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を、22年6月から同年12月までは600円、25年12月及び29年3月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和22年6月から同年12月まで、25年12月及び29年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年6月1日から23年1月26日まで  
② 昭和25年12月9日から26年1月1日まで  
③ 昭和29年2月23日から同年4月1日まで

夫は、昭和11年12月から54年10月まで、社内の転勤はあったがA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち、昭和29年2月23日から同年3月23日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年2月23日となっているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日が同年3月23日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年3月23日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に對して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和29年3月23日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書、申立人の妻から提出された同社作成の退職金税額計算書、申立人が記録していた職歴メモ及び同僚の供述から判断すると、申立人は、11年12月1日から54年10月31日まで同社に継続して勤務し（申立期間①はA社本社から同社B事業所に異動、申立期間②は同社B事業所から同社本社に異動、申立期間③は同社B事業所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が「月の途中で異動があった場合は、厚生年金保険は翌月1日に資格の喪失と取得の届出を行う取扱いがあった。」と回答していることから、申立期間①については昭和22年6月1日、申立期間②については26年1月1日、申立期間③については29年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和23年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、22年6月から同年12月までは600円、同社B事業所に係る25年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年12月は8,000円、29年2月の同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年3月は8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る事業主による厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社は、同社B事業所における届出に誤りがあったことを認めていることから、事業主は、オンライン記録どおりの取得日及び喪失日を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年8月1日から10年8月1日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額記録については、8年8月から9年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は47万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、10年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から11年1月1日まで

A社における標準報酬月額をねんきん定期便で調べたところ、平成8年8月から10年12月までの標準報酬月額に基づく保険料納付額は、給与明細書に記載されている厚生年金保険料より低い額のため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年8月1日から10年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で

確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、8年8月から9年4月までは44万円、同年5月は41万円、同年6月から同年9月までは44万円、同年10月は47万円、同年11月は38万円、同年12月は41万円、10年1月は44万円、同年2月は47万円、同年3月及び同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月及び同年7月は47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年8月1日から11年1月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち平成8年8月1日から10年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間に渡り一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から52年5月9日まで  
私は、昭和50年9月にA社に入社し、途中、B社へ出向していたこともあったが、A社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった51年10月31日から52年5月9日までの期間の被保険者記録が欠落している。勤務していたのは事実であるので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は申立期間に、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は昭和51年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人のほか、事業主を含む7名について厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月31日と記載され、当該7名の「喪失の受付年月日」欄には、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の52年5月9日と記載されていることから、資格喪失の届が遡及して行われたことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿には、他の5名の同僚について、当初資格喪失日が昭和52年1月31日と記載されていたところ、喪失日を二重線で抹消し、51年10月31日に訂正されており、その「喪失の受付年月日」欄には、52年5月9日と記載されていることが確認できる。

加えて、当該訂正処理前の記録から、昭和 52 年 5 月 9 日において、A 社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 51 年 10 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 社に係る被保険者名簿の資格喪失の受付年月日である 52 年 5 月 9 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和35年10月1日）及び資格取得日（同年10月18日）の記録を取り消すことが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から同年10月18日まで  
私は、昭和34年10月16日から36年2月6日までA社B工場に継続して勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、A社B工場において、昭和35年10月1日に資格を喪失し、同年10月18日に資格を再度取得している。

しかしながら、A社B工場において、申立人と同じ業務を担当していたとする元同僚は、「私は、A社B工場に申立人より数箇月前に入社し、申立人より1か月ぐらい前に退職した。私が同社に勤務していた期間において、申立人が一度退職をして再度入社したということは無く、申立人は申立期間においても同社に継続して勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格喪失日（昭和35年10月1日）及び資格取得日（同年10月18日）の記録を取り消すことが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで

私は、平成 21 年 8 月頃「ねんきん定期便」の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に誤りがあることが分かった。給与明細書を提出するので申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係るA社の給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、磁気媒体届書FD内容照会（被保険者報酬月額算定基礎届）から、申立人の申立期間における標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と同額となる届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 5 日

私は、平成 18 年 7 月 5 日に A 社から賞与を受領し、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録には当該記録の記載がない。賞与明細書を所持しているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成 18 年夏期賞与明細書及び A 社から提出された 18 年夏期賞与明細表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人に係る B 健康保険組合の加入記録によると、申立期間の標準賞与額は 200 万円（厚生年金保険の上限は 150 万円）と記録されている。

さらに、事業主は、「社会保険事務所及び健康保険組合に対する平成 18 年 7 月支払の賞与支払届は、磁気媒体（フロッピーディスク）で行った。当該届出は、同日にデータを作成した上でフロッピーディスクをそれぞれに送ったので、健康保険組合に申立期間の標準賞与額の記録があるのならば、社会保険事務所に対しても、賞与支払届の届出は行ったはずである。」と主張している。

一方、年金事務所から提出された A 社に係る平成 18 年 7 月 5 日支払分被保険者賞与支払届の写し（届出がフロッピーディスクであったため、フロッピーディスクの内容を印刷したもの）によると、申立人に係る当該届出は、申立人の 60 歳定年による資格喪失（18 年 7 月 1 日）時点の被保険

者整理番号を使用されていることが確認できるところ、オンライン記録によると、当該届出は申立人の資格喪失日を同年7月1日として処理を行った同年7月12日より後である同年7月19日付けで資格喪失後の賞与支払として処理され、申立人の標準賞与額として記録されていない。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の再取得日は同喪失日と同日の平成18年7月1日、当該処理日は同年7月12日と記録されていることが確認でき、当該賞与に係る届出が処理された同年7月19日においては、申立人は同社において被保険者資格の再取得の処理がなされていることが確認できる。

また、年金事務所に対し、賞与支払届が、再雇用前の被保険者整理番号で提出された場合の処理について確認したところ、「業務処理マニュアルは無いが、電話等で事業所に確認をした上で、社会保険事務所が再雇用後の番号に訂正して処理を行う場合や、その者だけを後日再提出するよう指示する等状況により処理の仕方は異なる。」と回答している。

これらの事実を併せて判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人の再取得後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、申立人が所持していた2006（平成18）年夏期賞与明細書及び事業主から提出された平成18年夏期賞与明細表から、150万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和32年11月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月25日から同年11月15日まで

A社に昭和32年2月5日から同年11月14日まで事業縮小により退職するまで勤務していたが、被保険者記録回答票では、資格喪失日が同年3月25日と記載されている。失業保険被保険者離職票の離職日は、同年11月14日となっているので、調査して申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る失業保険被保険者離職票の離職日は、昭和32年11月14日と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和32年7月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失日は同年3月25日と記録されているにもかかわらず、同年10月に標準報酬月額の改定が記載されている。

また、上記被保険者名簿に記載されている申立人を含む被保険者85名のうち、46名が、申立人と同じようにA社が適用事業所でなくなった日の昭和32年7月25日以前に被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月に標準報酬月額の改定が記載されていることが確認できることから、同年7月25日において、同社が適用事業所としての要件を満たし

ていたと認められ、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である昭和 32 年 11 月 15 日に記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月15日は23万円、同年12月15日は25万円、17年7月15日は24万円、同年12月15日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年7月15日  
④ 平成17年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳及び申立人が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳及び賞与支給明細書から、平成16年7月15日は23万円、同年12月15日は25万円、17年7月15日は24万円、同年12月15日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から15年8月1日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額は22万円となっているが、私が所持している申立期間の給与明細書において、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額24万円に相当する金額であると確認できることから、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「賃金台帳で確認できる額に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付した。」と回答しているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録とA社が加入していたB健康保険組合の記録が一致しており、社会保険事務所（当時）と健康保険組合のそれぞれが誤って申立期間の標準報酬月額を同額として記録したことは考え難いことから、事業主が、賃金台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年5月10日から27年1月22日までの期間について、事業主は、申立人が26年5月10日にC事業所（現在は、D事業所）における厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年1月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和27年2月7日から32年3月23日までの期間について、事業主は、申立人が27年2月7日にE事業所（現在は、D事業所）における厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年3月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和27年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年9月までは1万4,000円、同年10月から32年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月頃から27年1月頃まで  
② 昭和27年2月7日から32年3月23日まで

私は、申立期間①についてはF県A市の駐留軍施設に、申立期間②についてはF県B市の駐留軍施設に勤務していたが、これらの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はF県A市の駐留軍施設での業務内容を具体的に記憶していることから、当該期間において同事業所に勤務していた

ことが認められる。

また、申立期間①当時、F県A市の駐留軍施設に勤務する日本人労働者の労務管理を行っていたC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が1年相違するものの、同姓同名である基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和26年5月10日、資格喪失日は27年1月22日）が確認できる。

さらに、日本年金機構G事務センターが保管するC事業所に係る氏名索引簿において、当該未統合の記録以外に申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人はF県B市の駐留軍施設での業務内容を具体的に記憶しているほか、申立人が挙げた同僚の名前がE事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、F県B市の駐留軍施設に勤務する日本人労働者の労務管理を行っていたE事業所に係る上記の被保険者名簿には、申立人と生年月日が1年相違するものの、同姓同名である基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和27年2月7日、資格喪失日は32年3月23日）が確認できる。

さらに、日本年金機構G事務センターが保管するE事業所に係る氏名索引簿において、当該未統合の記録以外に申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、E事業所に係る上記の未統合記録に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号は重複取消されているところ、重複取消後の同記号番号は、C事業所に係る上記の未統合記録の番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記のC事業所及びE事業所に係る被保険者記録は申立人の記録であり、申立期間①については、C事業所の事業主は、申立人が昭和26年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年1月22日に同資格を喪失した旨の届出を、また、申立期間②については、E事業所の事業主は、申立人が同年2月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年3月23日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額は、C事業所及びE事業所に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和26年5月から同年12月までは8,000円、27年2月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年9月までは1万4,000円、同年10月から32年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年10月1日から10年1月7日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年1月7日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年2月1日まで  
私は、平成8年10月1日から10年1月31日までA社に勤務していたが、9年10月1日から10年2月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年10月1日（以下「全喪日」という。）より後の10年1月7日付けで、9年8月31日に遡って申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われており、また同日付けで、8年10月の取得時の標準報酬月額が22万円とされていた記録を9万2,000円に訂正されるとともに、9年10月の定時決定の標準報酬月額（22万円）が取り消されている上、同社の代表者及び従業員6名についても申立人と同様の処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、その後、平成22年12月8日付けで、不適正な遡及訂正処理が行われたとして、日本年金機構により、申立人の資格喪失年月日がA社の全

喪日である9年10月1日に訂正されるとともに、8年10月から9年10月までの標準報酬月額を22万円に訂正していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、当該喪失処理日である平成10年1月7日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年9月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年1月7日から同年2月1日の期間について、上記雇用保険加入記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は、当該期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本から確認できるA社の最後の代表取締役は、申立人の保険料控除について照会をしたが、回答は得られなかった。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月30日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成10年12月1日から12年9月30日までA事業所に勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月1日となるはずなのに、退職日である同年9月30日となっている。事業主に確認したところ、喪失日の処理を誤ったと認められているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する給与明細書及び事業所の回答から、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する申立期間に係る給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を平成12年10月1日として届け出るべきところを、誤って同年9月30日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 12 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

夫は、昭和 27 年から 39 年 1 月まで A 社及び同社の関連会社である B 社（現在は、C 社）に勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C 社から提出された人事異動記録及び同社の回答により、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 37 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 12 月 1 日）が確認できる。

さらに、C 社から提出された人事異動記録から、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に B 社から A 社に異動し、同年 12 月 1 日に A 社から B 社に異動し

ていることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険の記号及び番号は、一度訂正されているところ、訂正前の番号は、上記の未統合被保険者記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和37年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る上記被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から7年7月までは15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年8月31日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務していた平成5年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円になっているが、当時の給与は、14万円か15万円ぐらい支給されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から7年7月までは15万円と記録されていたところ、同年8月30日付けで遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人を含む多数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人と同様に遡って標準報酬月額の訂正処理が行われている同僚が申立期間に係る給与明細書を所持しているが、これによると当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、年金事務所から提出された滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から7年7月までは15万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28 年 3 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 2 月から同年 5 月までは 4,000 円、同年 6 月から同年 8 月までは 5,000 円、同年 9 月から 28 年 2 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 2 月 1 日から 28 年 3 月 1 日まで  
私は、申立期間において A 社に勤務していた。年金の記録を見ると、その全部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録において、申立人と同姓で名が一字異なり、生年月日が相違している者（以下「B氏」という。）が、昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28 年 3 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の事業所気付申立人宛の手紙を複数所持しており、宛先の住所及び事業所名は上記被保険者名簿に記載されている所在地及び事業所名と一致し、郵便消印の日付は申立期間中の日付が押印されていることから、申立人は申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、通称名としてB氏を使っていたこと、及び生年月日についてはB氏の生年月日を使っていたと供述しており、上記被保険者名簿の記録及び厚生年金保険被保険者台帳、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

加えて、申立人は、顧客から「C」の愛称で呼ばれていたと供述しているところ、申立期間当時、上記被保険者名簿において記録のある同僚は、「B氏の愛称は『C』で、同社の従業員には申立人と同姓の者は申立人のほかにはいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和27年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年3月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和27年2月から同年5月までは4,000円、同年6月から同年8月までは5,000円、同年9月から28年2月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る記録を、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 5 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に係る平成 4 年 6 月から同年 12 月までの標準報酬月額が 24 万円となっているが、当該期間の給与は 1 か月当たり 70 万円支給されていた。給与明細書の厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額とも相違しているので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の、申立期間における標準報酬月額については、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 5 年 1 月 31 日）より後の平成 5 年 2 月 5 日付けで、遡って 24 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は芳しくなく、給与の遅配もあった。」と述べているところ、当時の元社員は、「A社は経営不振であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 2 月 5 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において当該遡及訂正の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から48年9月までの期間、51年8月、53年3月から同年4月までの期間及び同年11月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から48年9月まで  
② 昭和51年8月  
③ 昭和53年3月から同年4月まで  
④ 昭和53年11月から59年11月まで

私の母親は、時期及び場所については定かではないが、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間①の国民年金保険料については、私の母親が納付していたと思う。申立期間②、③及び④の保険料については、私が昭和58年11月に結婚するまでは私が納付し、結婚した後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間①の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、申立人は、自身が結婚をする前は申立人が、結婚をした後はその妻が納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料額についての記憶が曖昧であり、申立人の結婚後の保険料を納付していたとするその妻から証言を得ることはできないことから、申立人の厚生年金保険か

ら国民年金への切替状況及び申立期間②、③及び④の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人のオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が平成 12 年 8 月となっていることから、申立期間①、②、③及び④は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 4 回で合計 115 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5479

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から15年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から15年8月まで

私は、20歳になった平成7年に、区役所から自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、当時は大学に在学中であり保険料を納付することができなかつたため、同区役所へ行き、窓口の職員の指示に従って保険料の申請免除の手続を行った。これに対して、同区役所から免除の可否についての連絡は無く、保険料の納付書も送付されてこなかつたことから、私は免除が認められたものと思っていた。申立期間の保険料について、免除申請の手続を行ったにもかかわらず、免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年に、区役所で国民年金保険料の申請免除の手続を行ったと主張しているが、申立人は、当該手続を行う前に必要な国民年金の加入手続及び年金手帳の交付についての記憶が定かではない上、申立期間を通じて保険料の納付書が送付されてこなかつたとしていることから、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続は行われていなかったものとするのが自然である。

また、申立人は、平成17年に基礎年金番号が付番されるまで、申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、申請免除の手続を行うことができない期間である上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が付番されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成7年に国民年金保険料の申請免除の手続を1回のみ行ったとしているが、同手続は、制度上、毎年行い、その都度承認を得る必要があることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から49年3月までの期間及び58年12月から59年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から49年3月まで  
② 昭和58年12月から59年8月まで

申立期間①については、私が大学生だった20歳のときの昭和40年\*月に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。その後、45年10月に私が結婚したときに、母親から年金手帳を渡されて、これからは自分で納付するようと言われたので、一度も滞納することなく、私が郵便局で保険料を納付してきたはずである。

また、申立期間②については、海外から帰国後及びその後の転居後に、必要ならばそれぞれ役所に行き、国民年金の加入手続及び住所変更手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②について、国民年金に未加入又は国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和40年\*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び同年同月から申立人が結婚する直前の45年9月までの保険料の納付に関与しておらず、当該期間の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることに加え、申立人は、申立期間①のうち、結婚後の保険料についても一度も滞納することなく、自身が郵便局で納付してきたはずであるとしているが、納付書は使ったことが無いと述べるなど、申立人の保険料の納付方法、金額につ

いての記憶は曖昧であることから、申立期間①全般にわたる国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、上述のとおり、申立人は、昭和40年\*月に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続時期は、49年9月又は同年10月と推認され、申立内容と一致せず、その時点において、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、遡って保険料を納付したことは無いともしており、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に付与されている手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間①当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、海外から帰国後及びその後の転居後に、必要ならばそれぞれの役所に行き、国民年金の加入手続及び住所変更手続を行ったはずであると述べているのみであり、申立期間②における国民年金の加入手続の時期やその方法についての記憶は曖昧で、国民年金の加入状況は不明である上、当該期間当時、申立人は厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金に任意加入できる期間となるところ、当該期間に係る国民年金保険料は、制度上遡って納付することはできず、また、別の手帳記号番号により納付していた可能性も精査したが、その形跡もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5481 (事案 816 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、39 年 4 月から同年 11 月までの期間、40 年 6 月から同年 10 月までの期間、41 年 5 月から同年 11 月までの期間及び 42 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から同年 11 月まで  
③ 昭和 40 年 6 月から同年 10 月まで  
④ 昭和 41 年 5 月から同年 11 月まで  
⑤ 昭和 42 年 2 月

私は、父親から「国民年金保険料を納付した。」と聞いているので、申立期間①が申請免除とされている記録に納得がいかない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、今まで国民年金の未加入期間があると言われたことが無く、厚生年金保険の被保険者期間の間に定期的な未加入期間がある記録は不自然であることから、当該期間の国民年金保険料は納付しているはずであり、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

そのため、申立期間①については、再度申立てを行い、申立期間②、③、④及び⑤については、前回の申立てに追加して申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、当該期間当時、申立人と同居し、かつ国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているその兄、姉及び兄の妻についても、申立人と同様に当該期間は申請免除とされていたことに加え、国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、当時の保険料の納付状況が不明であり、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立期間①について、申立人は、前回の申立てに対する委員会の判断に納得がいかないため、再度申立てを行ったとしているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、今回、新たに追加された申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、今まで国民年金の未加入期間があると言われたことが無いこと、及び厚生年金保険の被保険者期間の間に定期的な未加入期間がある記録は不自然であることを理由に、新たに申立期間を追加して、申立てを行っているが、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関して憶<sup>おぼ</sup>えていないと述べるのみであり、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年2月まで

私の国民年金の手續及び国民年金保険料の納付は、結婚前の記憶は定かではないが、結婚後は妻が夫婦二人分の手續及び保険料の納付を行ってくれていた。

申立期間について、当時勤務していた会社が厚生年金保険に加入していないのであれば、妻と同様に私についても国民年金第1号被保険者としての記録があるはずである。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は、その妻が申立人の国民年金の加入手續を行い、国民年金保険料の納付をしてくれていたとしているが、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手續及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手續を行い、保険料を納付していたとするその妻は、申立人の国民年金の加入手續及び保険料の納付について、記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その妻が当時国民年金への加入手續を行ってくれており、申立期間は未加入期間ではなく、その妻と同様に国民年金第1号被保険者としての記録があるはずであると述べている。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の前後の期間における、その妻の第3号被保険者の該当届の処理及び申立期間における、その妻を第1号被保険者とする処理は、平成6年3月2日に行われており、申立期間当時、その妻が国民年金の手續を行ったとは考えにくい。ちなみに、申立期間について申立人の妻を第1号被

保険者とした理由は、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、その妻は第3号被保険者に非該当であったため、申立期間におけるその妻の国民年金の被保険者種別を第1号被保険者とする処理が行われたものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から49年3月まで  
② 昭和49年4月から平成3年4月まで

私は、大学を卒業した後に母親から勧められ、昭和49年4月に区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、職員から未納となっている期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付できることを聞き、後日、夫の分と一緒に納付書により区役所で納付した。申立期間②の保険料については、区役所で夫婦二人分を毎月納付していた。申立期間①及び②が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和49年4月に国民年金の加入手続を行った際に、当該期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が保険料を遡ってまとめて納付したとする時期は、第2回特例納付の実施期間中であるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間①は、申立人は学生であり、国民年金の任意未加入期間となっていることから、保険料を遡って納付することができない期間である。

また、申立期間②について、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点まで、申立期間②は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その夫についても、当該期間は未加入又

は未納となっている。

加えて、申立期間①及び②は合計 254 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から60年3月まで

私は、昭和54年又は55年頃、母親から国民年金の加入を勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、郵便局で納付し、年金手帳に印紙や受領印をもらった記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年又は55年頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から60年5月頃と推認でき、その時点で、申立人は54年12月まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、現に納付済みとなっている60年4月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付した際、年金手帳に印紙や受領印をもらった記憶があると述べているが、申立人が申立期間に居住していた市では、当時、年金手帳を使用した印紙検認方式による保険料の収納は行われていなかったことが確認できる上、昭和49年11月以降に発行された年金手帳は、印紙検認方式を行っていた時期の年金手帳とは様式が異なることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一市内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 52 年 8 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年\*月に、父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付方法、納付時期及び納付金額は分からないが、52 年 9 月に私が就職するまでは、父親が両親の分と一緒に納付していたにもかかわらず、学生時代の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 48 年\*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 53 年 3 月と推認でき、オンライン記録では、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 57 年 6 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、58 年 1 月から同年 4 月初めまでの間に市役所でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の昭和 57 年 6 月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行い、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳が交付された記憶は無いと主張しているが、その年金手帳には、申立期間以前に加入していた厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金手帳記号番号の記載が確認できず、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付するためには、手帳記号番号が払い出される必要があることを踏まえると、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入した形跡がうかがえない。

また、基礎年金番号により国民年金保険料を納付した期間はあるものの、それより前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は当時、未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成3年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和62年\*月に、私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、加入当初から私が結婚した後も集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人が20歳になった昭和62年\*月に申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、加入手続を行った場所、年金手帳の交付及び保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無く、申立人は、申立期間から加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5488

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期ははっきりと覚えていないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が 20 歳になった昭和 54 年\*月から納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間当時の加入手続についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に払い出されていることが確認できるが、申立人は過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 63 年 3 月まで

私は、実家から独立し、独り暮らしをしていた昭和 56 年頃、市役所の支所から国民年金の案内のはがきを送付されてきたので、その支所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、加入手続を行い、しばらくたった昭和 57 年頃、保険料の納付書を送付されてきたので、仕事場の近くの郵便局及び金融機関で納付しており、結婚してからは、妻に納付書を渡し、納付してもらっていた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年頃、市役所の支所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況から、63 年 5 月頃に加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張と一致しない。ちなみに、申立人にとって同年は、納付を開始すれば 25 年の受給資格期間を満たすことができる年齢である 35 歳に到達した年である。

また、昭和 63 年 5 月時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができないことから、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の所持する年金手帳は、61 年 4 月から使用が開始されたものであり、申立人は、この年金手帳のほかに年金手帳は所持していないと述べていることに加え、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される

とは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、昭和 63 年 5 月以降において、申立期間のうち、国民年金保険料の納付義務が消滅しておらず、納付することが可能な一部の期間はあるが、申立人の主張は同年同月以降、遡って納付したとするものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から63年3月まで

私が20歳になった昭和59年\*月頃に、A市役所から手紙がきたことをきっかけに、母親が、私の国民年金の加入手続を同市役所で行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、母親が、毎月定期的に、A市内の郵便局又は銀行で納付書により納付してくれた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年\*月頃に、その母親が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月定期的にA市内の郵便局又は銀行で申立期間の国民年金保険料を納付書により納付してくれたと主張しているが、その当時、申立人の住所は、A市ではなくB区にあったことが、申立人の父親の戸籍の附票により確認でき、制度上、国民年金の加入手続は、住所地の存する市区町村でなければ行えないことから、申立人の母親が、A市役所において申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、B区において払い出されていることがその記号により確認でき、A市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成2年4月であることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5491

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職した直後の昭和 55 年 3 月頃、退職した会社の指示あるいは役所の窓口での勧めにより、市役所の出張所で、国民年金の加入手続を一人で行った。その後、結婚するまで、国民年金保険料を、納付書に現金を添えて、同出張所、自宅近くの郵便局又は銀行のいずれかで、定期的に納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職直後の昭和 55 年 3 月頃、国民年金の加入手続を一人で行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその姉と連番で払い出されており、同手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、56 年 10 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、その時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付するほかないが、申立人は、加入手続後、定期的に保険料を納付し、遡って納付したことは無いと述べている。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を、過年度納付によらず、加入手続後定期的に納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5492

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 5 月に結婚したことを契機に、手続を行った場所は覚えていないが、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、私が、夫婦二人分の保険料を金融機関で一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 5 月に結婚したことを契機に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続を行った場所、年金手帳の交付及び納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、その元夫についても申立人同様に申立期間と同じ期間の保険料が未納となっていることから申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 4 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付により申立期間の国民年金保険料を遡って納付した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から51年3月まで

私は、20歳を過ぎた後も国民年金に加入していなかったため、何年頃か記憶は無いが、私の将来を心配した母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。その際、未納となっていた期間の国民年金保険料を計算してもらい、遡ってまとめて保険料を納付したと聞いたことがある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎた後、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は、加入手続を行った時期、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和53年6月と推認でき、特例納付により国民年金保険料を納付した形跡も無いことから、当該加入手続時点で遡って保険料を納付することができる申立期間直後の期間の保険料を、過年度納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 5494

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 48 年\*月は専門学校の学生であったが、母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、当初、母親が自宅に来た集金人に納付し、途中からは口座振替により納付していたことを母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年\*月に、その母親が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 50 年 11 月と推認でき、当該加入手続時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、保険料を遡って納付したとする申立人の主張も無い上、申立人は、申立期間から加入手続時期を通じて同一市内に居住していることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月、47年8月から48年2月までの期間及び同年9月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月  
② 昭和47年8月から48年2月まで  
③ 昭和48年9月から55年3月まで

私は、父親から、国民年金に加入するように勧められたため、会社を退職した昭和46年7月頃、私が、区役所で、国民年金の加入手続を行った。

その後、区役所から、集金人が来たため、私か母親が、手帳のようなものにスタンプを押す方法により、定期的に国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和46年7月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金の被保険者資格取得日から、申立人は、55年4月頃、国民年金の加入手続を行ったものと推認されるため、申立人の主張と一致しないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までの期間を通じ、同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料を、「手帳のようなものにスタンプを押す方法」により、集金人に納付していたとしているが、申立人が当該期間当時居住していた区を管轄する市の広報紙では、当該期間の始期である昭和46年7月の時点において、既に、集金人による、印

紙検認方式での保険料の収納方法は行われていなかったことが確認できるため、申立人が述べる方法で、当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの期間及び60年11月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から59年3月まで  
② 昭和60年11月から63年12月まで

区役所から、私に対して、国民年金に加入するように通知があり、昭和63年頃、私の母親が、区役所で、私の国民年金の加入手続を行った。そのとき、加入手続前の国民年金保険料を遡って納付することを勧められ、その後、私の母親が、同年12月に62か月分の保険料として、50万円近い金額を、郵便局でまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和63年頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が居住している区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成2年12月に国民年金の加入手続を行ったこととされており、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない上、オンライン記録によると、国民年金の加入手続後の3年2月8日に過年度保険料の納付書が発行されており、申立人は、その時点で、納付可能な期間の国民年金保険料を遡って納付していることから、申立期間の保険料については、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、時効により納付義務が消滅してしまった国民年金保険料を遡って納付することができる特例納付制度が、これまで3回実施されたが、申立人が、申立期間の保険料をまとめて納付したとする時期には、同制度は実施されていなかったことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記

号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、ねんきん特別便等の国民年金の被保険者資格取得日の欄に昭和 57 年 4 月 1 日と記載されていることから、その時点まで遡って国民年金保険料を納付したと述べているが、その日付は、保険料の納付に関係なく、強制加入期間の初日まで遡って被保険者資格取得日を記入することから、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5497

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 57 年 6 月まで

現在の私の年金記録は、申立期間は国民年金に加入していなかったとされているが、私は、国民年金は加入するのが義務で、その義務を真面目に履行していたと思っていたので、加入していかなかった期間があるとは思えない。時期ははっきり思い出せないが、昭和 46 年 2 月に会社を辞めた後、自宅を訪れた中年男性に、「国民年金手帳をお持ちですか。」と聞かれたことを憶えている。国民年金保険料については、自宅に集金人が来たり、自分自身で役所の支所に納付に行ったりしたこともある。集金人については、何回か交代したと思うが、そのうちの一人の特徴をよく憶えている。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA市（当時）に居住し、国民年金に加入していたと主張し、自宅を訪れた中年男性から国民年金手帳の所在を尋ねられたことを記憶しているとしているが、その際又はその後においても、国民年金の再加入手続を行ったかは定かではなく、申立期間に係る国民年金の加入状況が不明であることに加え、申立人の所持する2冊の国民年金手帳のいずれにも、当該期間に申立人が国民年金に加入していたことを示す記載は無い上、申立人の国民年金被保険者台帳は、昭和 36 年に、申立人が初めて国民年金の被保険者となった際に居住していたB市を管轄する社会保険事務所（当時）に保管され続け、その当時の記録のまま 59 年から 60 年にかけて実施されたオンライン化に伴い特殊台帳化されて同所に保存されたと考えられ、申立人が申立期間当時居住していたA市を管轄する社会保険事務所へ移管された形跡

は認められないことから、申立人が申立期間当時居住したA市において、国民年金保険料を賦課されていたと考えることは難しい。

また、申立人は、自宅を訪れた集金人の特徴を鮮明に記憶し、当該集金人に納付するとすれば、国民年金保険料以外には考えられず、また、当該集金人の特徴をよく知る中学の同級生と、申立期間の途中である昭和54年当時に当該集金人を話題にしたこともあるなどと述べている。しかし、同時に、保険料の収納方法は、集金方式から納付書納付方式、その後再び集金方式に変わったかもしれないと述べたり、集金人から「国保だより」や「海の家の利用券」等もらったこともあったかもしれないが、それは国民年金の集金人とは別の集金人からであったかもしれないと述べたりするなど、その記憶は必ずしも当時の制度等と一致していないことに加え、集金人の特徴を話題にしたとする同級生からも証言は得られず、申立期間当時、申立人に対し、何らかの費用の集金が行われていたことはいかかであるものの、当該費用が確かに国民年金保険料であったとの心証を得るまでには至らない。

さらに、申立期間は10年を超え、このような長期間について、行政側が連続して記録管理を誤るとは考えにくい上、申立人は現在、老齢年金を受給しているが、厚生年金保険と国民年金を合わせた保険料納付済期間だけでは、受給資格期間を満たすことができないことから、申立期間のうち、その夫（当時）が厚生年金保険の被保険者であった昭和46年2月から47年5月までの期間及び48年9月から57年6月までの期間は、申立人は国民年金へ任意加入しなかった未加入期間であるが、合算対象期間（いわゆるカラ期間）として受給資格期間に加えられ、申立人が老齢年金の受給資格期間を満たしていることがオンライン記録から確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 55 年 9 月の結婚後、私又は夫が、私の国民年金に任意加入する手続を行い、その後、夫が私の国民年金保険料を未納が生じないように納付してくれていたと思う。

私は、昭和 60 年 6 月に、任意加入した国民年金の被保険者資格を喪失する手続を行った記憶は無く、国民年金保険料を納付してくれていた夫からも、同手続を行った話も聞いていないにもかかわらず、同年同月に同手続がなされ、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその夫は、既に他界しており、申立期間当時の納付状況については不明である。

また、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、昭和 60 年 6 月 7 日付けで任意加入の被保険者資格を喪失した旨の記載があり、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、同年同月同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることに加え、同資格を喪失してから、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者資格を取得するまでの期間中に、申立人が国民年金被保険者資格を取得した形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月に結婚した際に、父親から国民年金手帳を渡され、私が 20 歳のときから私の国民年金保険料を納付していたと聞いた記憶があるので、父親が、私が 20 歳になった 44 年\*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月に結婚した際に、その父親から国民年金手帳を渡され、申立人が 20 歳のときから国民年金保険料を納付していたと聞いた記憶があることから、その父親が、申立人が 20 歳になった 44 年\*月頃に、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人がその父親から渡されたとする国民年金手帳は、昭和 47 年 5 月に発行されており、申立人の国民年金の加入手続は、この時期に行われたものと推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間当時居住していた区において払い出されていたことが確認でき、同区において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、母親から、平成3年4月に大学生も国民年金の強制加入となったので、当時居住していた市の市役所の出張所で、私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで、納付書で国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていた。それにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成3年4月に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその母親も、大学生が国民年金の強制加入となった同年同月に申立人の加入手続き等を行ったと述べている。しかし、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号であった番号であり、同番号に基づき申立人の国民年金被保険者資格記録が作成されていることが確認できることから、申立人が加入手続き等を行った時期は、少なくとも基礎年金番号制度が導入された9年1月以降であると推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は記載されておらず、オンライン記録においても、申立人が国民年金の第1号被保険者となった平成14年4月1日以前に、同被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 2 月まで

私は、当時、大学生だったため、国民年金の加入は任意であったが、年金制度に精通していた私の父親が、私が 20 歳になると同時に、市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。私の姉も、20 歳の頃は学生であったが、父親が、姉が 20 歳になると同時に、国民年金の加入手続を行っている。申立期間は、私の母親と姉の 3 人分の国民年金保険料を、父親名義の金融機関の口座から振替で納付してくれた。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 62 年\*月に国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人は、平成 2 年 3 月に国民年金に任意加入しており、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の被保険者資格取得日が「平成 2 年 3 月 26 日」と記載されている上、その手帳の年号の欄に「平成」の文字が印刷されていることから、平成元年以降に作成されたものであり、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、申立期間当時、申立人は学生であったため、国民年金の任意加入期間であり、その未加入期間については、国民年金に遡って加入することができないことから、申立期間は国民年金保険料も遡って納付することができない期間であることに加え、申立人が、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 5502

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から7年9月まで

私は、60歳になったときに、国民年金の任意加入手続を行ったかどうか分からないが、それまで国民年金保険料を納付していた集金人に勧められたため、毎月自宅へ来たその集金人に申立期間の保険料を納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になったときに、国民年金の任意加入手続を行ったかどうか分からないが、それまで国民年金保険料を納付していた集金人に勧められたため、毎月自宅へ来たその集金人に申立期間の保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の保険料収納一覧表では、昭和59年度から申立期間直前の平成2年\*月までの保険料は、口座振替により納付されていることが確認できることから、この間、集金人が申立人宅へ来ていたとは考えにくいこと、ii) 申立人は、60歳になったときに、国民年金の任意加入手続を行ったかどうか分からないとしていること、iii) 申立人は、申立期間の保険料の納付金額についての記憶が無いことから、申立期間当時、申立人が、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間前から申立人宅へ来ていたとする集金人に保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金保険料収納一覧表及びオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格喪失時期は、平成2年\*月とされており、申立期間当時、申立人が国民年金に任意加入していた形跡が見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

申立期間当時学生で、国民年金の加入義務が生じた私に、母親が、「働いて給料をもらうまでは払ってあげとくよ。」と言っていたので、母親が私を国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していたはずである。平成22年に、年金記録の確認を日本年金機構から送付された際、申立期間の保険料が未納とされていたので、母親に確認したところ、「払っているよ。」と言っていた。その時点で健在だった母親は同年\*月に亡くなってしまった。私は、母親が言っていたことが正しいと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時学生で、国民年金の加入義務が生じた申立人は、その母親から、当該期間当時に、「働いて給料をもらうまでは払ってあげとくよ。」と聞いた記憶があり、平成22年に日本年金機構から申立期間の国民年金保険料が未納である旨の通知を受け取ったため、改めてその母親に確認し、「確かに納付していた。」旨を聞いたことから、申立期間の保険料は納付済みであると述べている。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に非関与で、申立人を国民年金に加入させ保険料を納付したとするその母親は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成5年4月に初めて厚生年金保険の被保険者となった際に払い出された記号番号であり、当該記号番号が9年1月の基礎年番号導入の際に、申立人の基礎年金番号とされたものである。申立人の申立期間に係る5年1月17日の国民年金の被保険者資格取得

及び同年4月1日の同資格喪失は、いずれも10年9月10日に申立人の基礎年金番号に記録追加されており、申立期間当時において、申立人は国民年金に未加入であったと考えられ、記録追加が行われた同年同月の時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。申立人の母親が、申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 8 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社のC職員養成研修資料、同研修の修了証書並びに同社及びB健康保険組合の回答から、申立人が申立期間において、同社のC職員研修生であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、「研修生は厚生年金保険に加入させておらず、加入は、研修終了後の試験合格者について、翌月1日の社員登用時からである。」と回答している上、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した247名の資格取得日も、申立人と同様、翌月1日付けとなっていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 5603

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 53 年 1 月末日まで、A社の正社員としてB部及びC部で勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、被保険者資格の喪失日が昭和 53 年 1 月 21 日となっており、被保険者期間が 1 か月欠落している。

調査の上、申立期間について、資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、当時の経理担当者は、「A社では、給料締め日が 20 日だったため、任意退職の場合は、なるべく 20 日付けとしていたように思う。」と供述している。

さらに、同僚の 1 名は、「当時、会社は、1 か月分の社会保険料を節約するために従業員の退職日を決めていた。退職日の後に残務整理や引継ぎをしている人もいたが、その間は無給だったと思う。」と供述している。

加えて、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年3月21日まで  
② 昭和29年9月1日から同年11月7日まで

私は、公共職業安定所の紹介により、申立期間①は、A社でC職として、申立期間②は、B社のD職として、それぞれ臨時雇用の従業員として勤務した。厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和29年3月21日）に資格を取得している10名の同僚に対して入社日を照会したところ、8名が入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致しておらず、資格取得日の1か月前ないし12か月前に入社したと回答していることから、当時、事業主は、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なった取扱いをしていたことがうかがわれる。

また、上記の同僚のうち複数の者が、「入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」との供述をしている。

さらに、A社は、申立人に係る給与関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、同僚の供述から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚によると、入社後2か月間ないし3か月間は試用期間であり、当該期間において給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨の供述をしている。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月頃から 52 年 3 月頃まで  
② 平成 7 年 1 月頃から同年 12 月頃まで

申立期間①は、A区にあったB旅館に住み込みで勤務していた。また、申立期間②は、C区にあったD社に勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E保健所が保管する昭和 55 年度旅館組合名簿において、A区内にB旅館の記録があるほか、申立人が記憶する代表者名と一致することから、期間は特定できないものの、申立人がB旅館に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B旅館は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、オンライン記録において、上記の旅館組合名簿で確認できるB旅館の代表者は、当該期間において、F社において厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる上、同社は、「当社がB旅館を運営していたが、同旅館の従業員について当社で厚生年金保険に加入させていたのかは分からない。」と回答している。

さらに、F社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人が挙げたB旅館の支配人の名前が確認できるものの、同者がF社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は昭和 56 年 1 月 10 日となっており、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、F社は、「B旅館に係る資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶するD社の所在地は、同社の商業登記簿謄本における記載内容と一致している。

しかしながら、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務実態を照会することができない。

また、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、商業登記簿謄本において確認できる事業主に照会したところ、「当時の資料は残っていない。また、D社は、名義のみの会社で、同社が雇用する従業員はいなかったはずである。」と回答している。

さらに、上記の事業主が挙げるD社の親会社の事業主に照会したものの、「D社のことは、全く覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月1日から同年10月25日まで  
② 昭和27年4月1日から同年7月1日まで

昭和21年8月1日から同年10月25日までの期間はA社（現在は、C社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和27年4月1日から同年7月1日までの期間はB社（現在は、D社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶している同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚18名に文書照会を行ったところ、回答があった14名のうち7名は、「同社における資格取得日より前から勤務しており、被保険者期間となっていない期間がある。」と述べている。

また、複数の同僚は、「入社後、本採用の前に見習期間があった。私の厚生年金保険も約3か月記録が無い。」「入社後、すぐには厚生年金保険に加入していない。見習期間の後、厚生年金保険に加入した。」と述べている。

さらに、C社は、「当時の記録が存在しないので不明」と文書回答していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の当該期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が所持しているE大学教員任用履歴用紙から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、当該期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚21名に文書照会を行ったところ、回答があった15名のうち10名は、「同社における資格取得日より前から勤務していた。」と述べ、そのうち8名は、「3か月の試採用期間があった。」、「試採用期間というものが3か月あった。本採用になるのは3か月後で、その後厚生年金保険に加入した。昔はそう決まっていた。」、「試採用から正社員にするとの辞令がある。3か月の試採用期間があった。」と述べている。

さらに、D社は、「申立期間当時は、臨時雇用・契約更新、試採用期間などを経て本採用になり被保険者の資格を取得したものと推察される。」と文書回答している。

加えて、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の当該期間における保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5607

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月頃から31年4月1日まで

私は、昭和29年3月頃にA社に就職し、48年7月31日に退職した。年金記録を確認したら31年4月1日が厚生年金保険の資格取得日となっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員入社退職一覧表、雇用保険の加入記録及び申立人の記憶から、申立期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が就職した時には既に勤務していたと記憶する同僚は、自身が就職した日と厚生年金保険に加入した日は相違しているところ、当該同僚のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和31年4月1日となっていることが確認できる。

また、申立人が、同じ時期に就職したとする同僚の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和31年4月1日となっていることが確認できる。

さらに、A社の担当者は、時期は定かではないが、厚生年金保険にまとめて加入させていた時期があったと述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和31年4月1日に被保険者資格を取得している者は申立人を含む37名が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
ねんきん定期便において、A社における昭和 63 年 5 月から同年 10 月までの標準報酬月額が 30 万円に減額していることが分かった。私は、同社の事業主の妻であり、同社の役員及び経理・給与事務担当者でもあった。申立期間当時、随時改定を行った記憶は無いため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、申立期間前の昭和 60 年 10 月から 63 年 4 月までは 47 万円、申立期間の同年 5 月から同年 10 月までは 30 万円、申立期間後の同年 11 月からは 47 万円となっているところ、申立人は、申立期間における標準報酬月額は 47 万円であると主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間において標準報酬月額が減額となっているA社の被保険者は申立人一人であり、当該減額処理は、昭和 63 年 8 月 18 日において、同年 5 月 1 日からの標準報酬月額を 30 万円とする月額変更（随時改定）を、同年 8 月 23 日において、同年 10 月 1 日からの標準報酬月額を 30 万円とする算定（定時決定）を、また、同年 10 月 5 日において、同年 11 月 1 日からの標準報酬月額を 47 万円とする月額変更（随時改定）を行っているが、これら申立期間に係る随時改定及び定時決定の処理は適正に行われており、申立人の標準報酬月額について、遡って不合理な記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は、A社の取締役

役であったことが確認できる上、申立人は、「社会保険関係事務は、自身が行っていた。」と供述していることから、申立人は当該随時改定及び定時決定の処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

さらに、保険料控除についても、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月頃から 46 年 3 月頃まで  
私は、A社の社員として、昭和 43 年 11 月頃から 46 年 3 月頃まで、B社の店舗で勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言により、期間は特定できないが、申立人が同社のC職としてB社の店舗に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及びA社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 47 年 9 月 1 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用前の期間であることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、A社は、私の個人営業だったことから厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、同社を会社として設立した昭和 46 年 8 月 30 日より後の 47 年 9 月であり、それまで私は国民年金に加入しており、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人の記憶する同僚がA社において被保険者資格を取得した日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 47 年 9 月 1 日）であることが確認できる。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月頃から同年 11 月頃まで

私は、昭和 57 年 9 月頃から同年 11 月頃まで A 県庁の課長の紹介で同県 B 合同庁舎内の C 課に非常勤職員として勤務したが、年金事務所で確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 県 C 課に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人は勤務した時期の記憶は曖昧である上、同僚の名前を記憶しておらず勤務に係る証言を得ることができない。

また、A 県 C 課の社会保険事務を担当する A 県 D 課は、「非常勤職員及びアルバイトは勤務時に「雇用書」を渡していた。2 か月以上勤務すると厚生年金保険及び雇用保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A 県 C 課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和 57 年 9 月に資格を取得した者は確認できない上、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、定時制高校を卒業後、昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していた。仕事は土木工事の現場作業員であり、B 業務をした。厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 5 月 1 日より前から同社に勤務していたとする同僚は、「会社が厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「当時、土木工事の現場作業員だった。」としているところ、当時の総務担当者は、「当時、厚生年金保険に加入させたのは、事業主の親族を中心に、事務員や現場監督等の責任者だけであり、一般の現場作業員は加入させていない。」と供述している。

加えて、申立人が、当時、同じ職種だったとして挙げた同僚は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月から 45 年 10 月までの期間は国民年金に加入し、当該保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年8月1日まで  
私は、昭和32年4月1日から34年7月末日まで、A社において、正社員として勤務していた。  
しかし、厚生年金保険の記録では、A社での被保険者資格の取得日は昭和34年8月1日となっており、申立期間の記録が無い。  
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年8月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の経理担当者は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述しており、申立期間に勤務していたとする複数の同僚からも、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言等を得ることはできなかった。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 30 日まで  
私は、昭和 36 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 29 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 業務を行っていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間のうち後半部分に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が同じ業務に従事していたとして名前を挙げた 2 名の同僚は、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が無い上、申立人が同じ業務に従事し同時期に退社したとして名前を挙げた同僚は、「私の記憶する勤務時期と厚生年金保険の加入時期には相違がある。しかし、なぜ相違があるのか分からない。」と証言していることを踏まえると、同社では、厚生年金保険の加入手続において、個人ごとに異なる取扱いが行われている状況がうかがわれる。

また、申立人が同じ業務に従事していたとして名前を挙げた別の同僚（現在の代表取締役）は、「申立期間当時、私の父が社長で、母が事務をしていたかも知れないが、父母は既に亡くなっており、当時の事情については確認することができない。」と述べている。

さらに、申立人の保険料控除について前記の同僚を含め 7 名の同僚に照会したが、「当時のことは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

加えて、B 社が保管する A 社の厚生年金保険の新規適用日（昭和 35 年 6 月 1 日）から申立期間を含む延べ 40 名分の健康保険厚生年金保険被保

険者資格取得確認および標準報酬決定通知書が提出されているが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の被保険者番号に欠番が無いことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は見当たらず、申立期間には、健康保険の整理番号に欠番が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5614 (事案 1706 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 25 日から 56 年 5 月 21 日まで  
私が船員保険に加入していたA社において、当時の船長報酬相場(約44万円)と比べ著しく引き下げられた標準報酬月額(20万円)が記録されている。これは事業所が船員保険料の負担を減らすために不当に低額な報酬月額を被保険者に無断で社会保険事務所(当時)に届け出たものであることから、当時の相場といえる44万円に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額と比べて、不当に引き下げられていると主張しているところ、社会保険事務所(当時)の保管するA社の船員保険被保険者名簿には、申立人だけではなく他の船長職者に係る標準報酬月額も20万円から22万円と記載されており、遡った訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見られない上、申立人は当時の給与明細書を所持しておらず、同社は既に存在しない上、事業主とも連絡が取れないため、保険料の控除に係る事実を確認することができないとして既に当委員会の決定に基づく平成21年12月3日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情は無いが、事業所が被保険者に無断で低額な報酬月額を届け出たことを行政は考慮すべきだと主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 22 日から 48 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 42 年 12 月 22 日から 51 年 1 月 14 日まで、A 社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 48 年 6 月 1 日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 6 月 1 日であり、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「給与からの厚生年金保険料控除は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 6 月からであり、それより前の申立期間は、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、2 名の同僚は、申立期間において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月9日から37年2月3日まで  
私は、昭和35年6月9日から37年2月2日までA事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間とされていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の子の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所になっていない上、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚は連絡先が不明であることから、申立人に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 5617 (事案 201 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで  
昭和 34 年 4 月に A 社に入社後、間もなく、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証を配布された記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、同期入社と同僚についても申立人と同様に、昭和 35 年 3 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からの証言も得ることができないことなどから、年金記録の訂正は必要ないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 10 日付けで通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、同期入社と同僚として新たに 2 名の名前を挙げているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同様昭和 35 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、「入社後、間もなく、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証を配布された。」と述べていることから、改めて A 社の同僚 16 名に文書照会を行ったところ、11 名から回答があり、そのうち 6 名は、「勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が異なる。」と回答している上、複数の同僚が、「A 社では、期間は不明であるが、試用期間があ

ったと思う。」と述べている。

このほかに、申立人から保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から34年5月1日まで

私は、昭和28年3月から約6年間、A社（現在は、B社）本社のC部D課にE職として勤務し、F業務を行っていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社本社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時A社本社に在籍した複数の同僚は、「同社本社にE職の者はいなかった。」と供述している上、同社C部D課に在籍した複数の同僚及び同社総務部に在籍した人事担当者は「申立人は、補助的業務を担当するアルバイトとして勤務していた。」と証言している。

また、申立人は、「準社員であった。」と供述しているところ、申立期間当時A社本社に在籍した複数の同僚は、「同社に、準社員という雇用形態は無かった。」旨を回答している上、同社C部D課に在籍し、その後同社C部D課長を務めた者は、「当時、同社には従業員、嘱託、臨時従業員及びアルバイトが勤務していた。このうち、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、前述の人事担当者も、「アルバイトは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、前述の同社C部D課長を務めた者が覚えていた申立人の後任者の氏名及び申立人が覚えていた申立人と同様の業務を担当していた2名の姓は見当たらなかった。

加えて、B社は、社員台帳及び人事記録に申立人の氏名は無く、申立人

に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書も無かったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月頃から 57 年 6 月 1 日まで  
私は、A社に昭和 51 年 12 月頃に入社し、58 年 2 月 28 日まで勤務したが、51 年 12 月頃から 57 年 6 月 1 日までの期間について被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の入社の際の経緯やほかの従業員の入社時期についての具体的な記憶から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、当社は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。適用前の期間については、保険料控除は行っていない。」旨を述べているところ、事業主及び申立人が名前を挙げた同僚で事業主の妻は、同社が適用事業所となった昭和 57 年 6 月 1 日以降の同社での厚生年金保険の加入記録が確認できる上、この2名は、申立期間のうち、55 年 4 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日である昭和 57 年 6 月 1 日として届け出されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、A社が適用事業所となった昭和 57 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚に照会を行ったが、申立期間に保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言を得ることができない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 7 日から平成 2 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 57 年 7 月 7 日に年俸 750 万円の契約でA社に入社し、平成 9 年 2 月 28 日まで勤務したが、当該事業所に係る標準報酬月額のうち、申立期間における標準報酬月額が実際の標準報酬月額に比べて低く届け出されているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給していた給与に基づいた届出は行っていなかった旨を述べているが、保険料の控除については、届け出た標準報酬月額に基づいて行っていたと述べている。

また、申立人は、申立期間のうち、一部期間に係る給与明細書を所持しているが、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料控除額と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録の標準報酬月額は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額と一致していることが確認でき、遡った訂正等の形跡は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。